

日独青島戦争におけるドイツ総督府の 防衛計画「青島要塞に関する覚書」

——植民地社会における総力戦への道——

浅田進史

1 フライブルク連邦軍事文書館所蔵史料 「膠州保護領総督府」について

ドイツ連邦共和国バーデン・ヴュルテンベルク州の大学都市フライブルクには、ドイツ連邦文書館（Bundesarchiv）の一部門、軍事文書館（Abteilung Militärarchiv）がある。この文書館は、ほかの連邦文書館と区別するために、通例、フライブルク連邦軍事文書館（Bundesarchiv/Militärarchiv Freiburg im Breisgau）と表記される（略記は“BA/MA”）。この軍事文書館は、北ドイツ連邦期から帝政期・ヴァイマル期・ナチ期、さらにはドイツ再統一以降も含めて存在したドイツ軍当局の文書類の保存・整理を管轄している。したがって、この文書館には、ドイツ帝政期に海軍省の下に置かれた膠州湾租借地の統治機関、膠州領総督府（Gouvernement Kiautschou）関連史料が所蔵されている¹⁾。

この膠州領総督府関連史料の大半は、膠州領総督府が海軍省宛に作成した報告書の類であるが、そのなかに日独青島戦争関連の史料も含まれている。それがRM16「膠州保護領総督府」（Gouvernement des Schutzgebietes Kiautschou）である。この史料は、全57ファイルからなり、そのすべてが日独青島戦争に直接関連するものである（表1参照）。本史料の対象時期は、1914年7月28日のオーストリア＝ハンガリーによる対セルビア宣戦布告の前後から、11月7日の青島陥落までであるが、

表1 フライブルク連邦軍事文書館所蔵「膠州保護領総督府」ファイル名一覧

番号	ファイル名	期間	番号	ファイル名	期間
1	陸上前線戦時日誌文書、第1巻	1914年7月-9月	30	布告	1914年8月
2	同上、第2巻	1914年9月-10月	31	受電	1914年7月-8月
3	同上、第3巻	1914年10月	32	1914年戦争に関する電報、第3巻	1914年8月
4	同上、第4巻	1914年10月	33	青島広場砲兵隊将校戦時日誌	1914年8月-10月
5	陸上前線部隊戦闘報告文書	1914年10月	34	青島要塞	1914年8月
6	総督府戦時日誌、第1巻	1914年8月-11月	35	総督府総司令官命令文	1914年7月-10月
7	同上、第2巻	1914年10月-11月	36	(開戦時)北京駐留海軍東アジア分遣隊所属下士官・隊員の旅行報告	1914年5月
8	戦時日誌付属資料	1914年8月	37	総督府戦時日誌(写)	1914年7月-8月
9	同上	1914年8月	38	『青島新報』、第1巻	1914年7月-8月
10	イルティス山麓砲兵隊戦時日誌	1914年10月-11月	39	同上、第2巻	1914年8月
11	イルティス山頂砲兵隊戦時日誌	1914年10月-11月	40	同上、第3巻	1914年7月-9月
12	電話作業関係戦時日誌	1914年8月	41	[同上]、(号外・外電)、第4巻	1914年8月
13	陸上前線部隊「左翼」前哨士官戦時日誌	1914年7月-8月	42	膠州領資金関係	1914年3月-7月
14	海上前線戦時日誌	1914年7月-8月	43	膠州領関連新聞記事および書籍	1908年[ママ]
15	要塞戦時日誌	1914年7月-8月	44	青島攻囲戦に関する日本軍参謀本部の著作	1908年[ママ]
16	電話局戦時日誌	1914年7月-8月	45	青島兵站戦時日誌	1914年7月-8月
17	気球場および封鎖指揮官戦時日誌	1914年7月-10月	46	戦時日誌第4巻、付属資料	-
18	陸上前線部隊「右翼」建築哨戒隊戦時日誌	1914年8月	47	同上	-
19	海軍青島航空基地戦時日誌	1914年10月-11月	48	同上	-
20	帝国海軍戦艦「オッター」戦時日誌	1914年8月	49	同上	-
21	第三海兵大隊命令	1914年8月	50	青島地図、2枚	-
22	総督府夜間命令、封鎖通知	1914年7月-8月	51	青島攻囲戦戦時日誌等、第1巻	1914年
23	チャーター契約	1914年8月	52	同上、第2巻	1914年
24	電報	1914年11月	53	同上、第3巻	1914年
25	『青島新報』外電	1914年8月	54	同上、第4巻	1914年
26	青島兵站地発電信	1914年7月-10月	55	同上、第5巻	1914年
27	海軍東アジア分遣隊第1中隊戦時日誌	1914年8月-10月	56	同上、第6巻	1914年
28	青島包囲戦中経過	1914年8月-1915年4月	57	同上、第7巻	1914年
29	中国語布告・宣言	1914年8月			

注) 上記史料の分類表記は、「BA/MA, RM 16, Gouvernement des Schutzgebietes Kiautschou」。

なかには日本での捕虜としての抑留期間中に作成された史料も含まれている。これらの史料群がどのような経緯でRM16に収録されたのかにつ

日独青島戦争におけるドイツ総督府の防衛計画「青島要塞に関する覚書」(浅田)

いては、同文書館に問い合わせたものの、不明との回答であった。この史料群には、最後の膠州領総督であり、青島攻囲戦のドイツ軍総司令官アルフレート・マイアー＝ヴァルデック (Alfred Wilhelm Moritz Meyer-Waldeck, 1864-1928) の戦時日誌 (「総督府戦時日誌」及び付属資料)、各部隊の戦時日誌 (「陸上前線戦時日誌文書」など)、各種命令文・布告文、新聞記事・外電、地図などが収録されている。

日独青島戦争時の日本政府の動向、戦闘の経緯、日本軍の行軍過程での住民被害などについては、すでに斎藤聖二氏がきわめて詳細に明らかにしている。しかしながら、この研究水準に比して、ドイツ側、とくに膠州領総督府の防衛計画、防衛陣地の構築、実際の戦闘の経緯について、一次史料に基づいた研究はきわめて乏しい。とくに、軍事史的な視点のみならず、膠州領総督府がこの防衛戦の過程で、現地社会をいかに戦争に動員しようとしたか、つまり戦争と社会の関係性からこの日独青島戦争を分析する研究は皆無である。このような視点からも、本史料は、今後いっそうの活用が望まれるものである²⁾。

2 「青島要塞に関する覚書」

このRM16「膠州保護領総督府」史料には、ファイル番号56「青島攻囲戦戦時日誌等 第6巻」(Belagerung Tsingtau Kriegstagebücher u.a. Bd. 6) が収録されており、そのなかに本稿で取り上げる「青島要塞に関する覚書」(Denkschrift über Festung Tsingtau) が含まれている。これは、「極秘防衛草案 第1部」(Ganz Geheim. Armierungsentwurf, Teil 1) の主要部分をなすものであり、本文の最終ページには、作成日付1914年4月1日および作成者マイアー＝ヴァルデックの署名がある。第一次世界大戦の直接の引き金となったサラエボ事件(1914年6月28日)よりもかなり以前に作成されたものであることから、この文書は膠州領総督府が日本軍に対する防衛構想というよりも、来るべき戦時での防衛体制一般を策定したものであることが判る。

この文書は、本文37ページ、付属資料14点から構成されている。その目次を見れば、防衛戦争遂行にあたって、ドイツ統治機関が現地社会をどのように軍事的に活用しようとしていたかを理解できる(表2参照)。

表2 マイアー＝ヴァルデック『青島要塞に関する覚書』
(1914年4月1日付)の目次

第I章 地形・統計上の情勢 (1)	5 防備施設解説 (23)
1 当地および周囲の全般的性質 (1)	A) 海上前線常設堡壘 (23)
2 航行路の状況、海標、標識、投錨地 (3)	B) 陸上前線常設堡壘 (26)
3 港・湾内停泊地 (4)	C) 上記堡壘と接続した歩兵堡壘 (27)
4 作戦区域 (5)	6 部隊投入・配備 (30)
5 土地の性質 (10)	7 前哨 (30)
6 糧食用資源 (10)	8 前方陣地 (31)
7 居住人口 (11)	9 機雷設置 (32)
8 行政局 (11)	10 攻撃の種類 (33)
9 鉄道 (11)	11 前線の増築 (36)
10 電報・電話線 (12)	12 要塞地帯突破後の防衛陣地 (36)
11 信号所 (13)	13 港湾の監視 (36)
12 陸路 (13)	14 敵の散布した機雷の除去 (37)
13 水路 (15)	
14 敵に流用される恐れのある施設 (15)	付属資料
15 現存の援用物資 (15)	1 馬、ラバ、荷車の現存数調査表
16 生活物資 (16)	2 自動車、バイク、デラックスワゴン車、 自転車目録
17 燃料 (17)	3 青島に現存する汽船一覧表
18 灯油 (17)	4 青島に現存する狭軌機材調査表
19 造船所および軍事上の重要施設 (17)	5 電信建設資材の在庫目録
20 鉄道・電信建設用技術者 (18)	6 鉄道建設・運用用専門技術者
21 給水 (19)	7 電信・電線用専門技術者
	8 爆薬
第II章 軍事上の情勢	9 青島等在住中国人技能労働者および 労働者調査表
要塞の重要性	10 投光器に利用するための機械設備目録
1 計画上の戦時兵力 (20)	11 海上前線用常設堡壘
2 重砲装備 (20)	12 陸上前線用常設堡壘
3 弾薬装備 (22)	13 機関砲兵隊
4 要塞電信・電話網 (22)	14 歩兵堡壘

出典：Meyer-Waldeck, Denkschrift über Festung Tsingtau, 1. April 1914, in: BA/MA, RM 16/56, Bl. 8-9.
 注1) 第II章の5および付属資料中の「常設堡壘」(ständiges Werk)の訳語として、日本語
 同時代文献・研究書では、通例、「永久堡壘」があげられているが、ここでは原語に即
 した訳語を採用した。
 注2) 丸カッコ内の数字はページ番号を示す。

第I章「地形・統計上の情勢」(Topographische statistische Verhältnisse)
 では、まず租借地内の地形上の特徴が解説されており、そのうえで、海
 上・陸上のルート、防衛戦の時の目印となるような標識・建造物、中国
 村落の軍事的な有用性、食糧、居住人口、山東鉄道、電信・電話線、軍
 の信号を発する施設、重火器の移動可能な道路、水路、敵に流用される

日独青島戦争におけるドイツ総督府の防衛計画「青島要塞に関する覚書」(浅田)

可能性のある工場設備，防衛戦に利用可能な民間資材，食糧・生活物資・燃料の調達，防衛戦遂行にとっての重要な施設（造船所，発電所，病院，製粉所，パン工場，精肉所など），専門技術者，給水施設が挙げられている。

次に，第 II 章「軍事上の情勢」(Militärische Verhältnisse) では，戦時に想定されている兵力，重砲，弾薬，通信網，防衛体制の中心となる堡塁の解説，部隊の配置，哨戒体制，主要な防衛線前方の陣地，機雷，前線の増築，要塞の防衛線の突破後の防衛，港湾の監視体制，敵の機雷の除去について解説されている。

最後に，付属資料では，各節の情報を補完するべく，さまざまな情報が一覧表となって記載されている。

3 植民地をいかに防衛戦に活用するか

この防衛計画のなかでは，軍事施設と民間人およびその資産の区別はまったく見られない。むしろ，ドイツ系・中国系を問わず，租借地内に居住する人びとの生活世界全体を戦時体制に組み込んでいくことが自明視されている。この構想そのものが，読み手に青島における総力戦の到来を予感させるだろう。このような視点から，陣地構築，物資，都市設備，人員の 4 点に絞って本文書の内容を紹介する。

防衛線の陣地として

防衛戦の陣地構築の際には，租借地内に居住する中国系住民の生活はまったく配慮されずに，いかに軍事目的と合致するかどうか，もしくは合致するように改変するかが問われていた。第 I 章第 4 節「作戦区域」(Geländeabschnitte) の「a.) 要塞内作戦区域」(Das Gelände innerhalb der Festung) の記述を引用しよう (6 ページ)。

山地帯は東および北東方面に向って海泊平野 (Haipo-Ebene) へと傾斜し，そこが要塞の前線陣地となる。その作戦区域は大きな中国人村落，台東鎮の南東方面にあり，一部，平野に谷間が貫いているが，集落の北に遮断するものはない。作戦区域の南方面では，そ

の谷間がさまざまに利用可能である（榴弾砲，機関砲，備蓄など）。しかし，その谷間の大部分は 113 高地（孤山）から観察できる。作戦区域の北方面は，台東鎮の北西にいくつかの比較的小さな丘陵があるが軍事的な価値は限定的でしかない。それらの斜面は，プリンツ・ハインリヒ山 [= 113 高地，すなわち孤山のこと——引用者，以下も同様] とヴァルダーゼー高地 [= 222 高地，浮山の北西] から観察できるからである。

さらに，主戦場と見なされた「b.) 海泊平野」についての記述を引用する（6 ページ）。

約 3～5 キロメートル幅の海泊平野は浮山所湾 (Fouschanso-Bucht) から北西の方角へ膠州湾まで延伸している。そこに要塞の主戦陣地が置かれる。その平野は，概して平坦で見晴らしが良いが，多くの深い谷間があり，敵からの掩蔽地を提供している。地上では，歩兵陣地の右翼前面に多くの中国人村落と射撃場が，左翼前面に海泊林 (Haipowald) が視界を遮っており，これらが主戦陣地の弱点となる。それらの村落には，土壁でできた小さな建造物しかなく，手作業（鋤など）で短期間に除去できる。浮山所と四方にのみ若干のコンクリート製建造物が築かれている。地面は大部分が単純な耕作地であり，概して容易に作業可能である。

この文章のなかで，膠州湾租借地郊外の自然とそこで生活を営む人びとの世界が，すでに戦争以前に戦場化されていることが判るだろう。より正確に言えば，膠州領総督府の防衛戦構想のなかで，すでに自然の景観，村民の家，農地などが破壊され，陣地が構築されているのである。

軍需物資の資源として

さらに，この計画では，膠州湾租借地，とくにその都市部青島に生活する人びとの生活資源も戦争遂行の資材として計上されていた。支配地域内に戦争遂行に有用な資材がどれだけ存在するか。この問いに対して，総督府がどれほど事前に精査していたかが，第 I 章第 15 節「現存の援

日独青島戦争におけるドイツ総督府の防衛計画「青島要塞に関する覚書」(浅田)

用物資」(Hilfsquellen für die Verpflegung) (15～16ページ)に現れている。そこには、馬、ラバ、荷車、自動車、バイク、デラックスワゴン車、自転車、汽船、狭軌機材、鉄道建設・運行用専門技術者、電信・電線用専門技術者、爆薬、青島に在住する中国系労働者、投光器に利用可能な機械設備が、軍需に転用すべき「資材」として指摘され、その一覧表が付属資料として添付されていた。とくに、自動車・バイク・デラックスワゴン車・自転車に関する付属資料には、その所有者と職業および台数が記載されていた(付属資料2)。そのほか、飛行機およびその資材、さらに伝書鳩の民間人所有者とも、戦時に総督府が接収することが確認されていた。

つづく第16節「生活物資」(Lebensmittel) (16ページ)では、戦時の食糧調達の説明されている。

要塞の食糧供給は3000人の駐留兵力を基本とする。このために、3ヵ月分の食糧需要(穀粉およびパンは6ヵ月分)が、糧秣補給所の備蓄と[民間の]諸会社の在庫によって保障される。中国人住民の大部分の強制退去後に、それらの大量の小麦粉在庫を入手できる(米の在庫はそれほど多くはない)。現存する精肉所と製パン所は、新鮮な肉とパンの需要を満たし得る。

家畜飼料の需要は契約によって2ヵ月は保障される。

同時に農村部の包囲と海上封鎖が起きた場合にあっても、中国人の仲介によって暫時的に要塞へ生活物資を搬入することは困難ではないと思われる。

防衛戦争の遂行にあたって、民間人財産の接収が前提とされていることが明らかである。また、「中国人」の協力も想定され、さらに「専門技術者」や「中国人労働者」もその資源であり、軍需物資と同じ枠組みで語られていることも、軍の思考様式を反映するものであろう。

都市設備の流用

膠州領総督府の思考からすれば、防衛戦に際して、都市そのものを要塞化しなければならないことになるだろう。そのために、港湾都市とし

での日常的な機能を支える様々な設備も、軍事的な視点で語られることになる。第19節「造船所および軍事上の重要施設」(Werften und militärisch wichtige Einrichtungen) (17～18ページ)を引用しよう。

大港の造船所埠頭にある青島造船所は、国営施設である。この施設は平均1200人の労働者(中国人)を雇用しており、近代的な機材を備え、船舶および機械に関するあらゆる類の修繕が可能である。それは150トンの負荷能力をもつクレーンと1万6000トンの積載能力をもつ浮きドックを所有している。ドックは電動ポンプによって上下動し、必要な電力を発電所から調達している。造船所はレールを通じて鉄道、砲兵隊補給所、機雷保管所、大港、小港と連結している。

発電所は青島[都市部]、造船所、無線局の電力を供給している。もはや要求[される供給量]を十分に満たせないのが、造船所の拡張工事が行われており、1914年秋に稼働準備が完了する。

そのほかに該当する施設として、総督府野戦病院、ファーバー病院、屠獣場、駐留部隊洗濯所、ヴェーバー製材所、ノトブッシュ製パン所、オート製パン所、ジータス・プラムベック社の製パン所・精肉所、J・ヴェーバー精肉所が挙げられる。

青島造船所は、山東農村の若者を近代工業に適した技能労働者へと育成する施設を付設しており、その訓練所は船舶のみならず工場労働一般に要求される技術の習得を目的としていた。上記の引用文からは、青島造船所がそのような総合施設である利点を戦時に最大限に活用する総督府の思惑を看取できるだろう。さらに、戦時に不可欠な医療機関と食品加工施設も、当然のことながら、この防衛計画のなかで言及されている。

労働力として

近代戦争の遂行にあたって、専門知識を有する技術者および技能労働者は不可欠な存在であった。膠州領総督府は、この点を十分に認識しており、それは、付属資料6「鉄道建設・運用用専門技術者」(Fachleute für Eisenbahnbau- und Unterhaltung)、同7「電信・電線用専門技術者」

日独青島戦争におけるドイツ総督府の防衛計画「青島要塞に関する覚書」(浅田)

(Fachleute für Telegraphie und Bau von Telegraphenlinien) の一覧表を作成していることに端的に現れている。さらに、同 9 にも「青島等在住中国人技能労働者および労働者調査表」(Nachweisung für zur Zeit in Tsingtau pp. wohnendenchinesischen Handwerker und sonstigen Arbeiter) (表 3 参照) として、中国系住民の職種別の人数が調査されている。ここからも、技能労働者が重要な存在として位置づけられていたことを読み取ることができるだろう。しかし、それだけではなく、防衛戦の遂行にあたって、膠州領総督府がいかに中国系住民の労働力に期待を寄せていたかも推測できる。

表 3 総督府作成「青島等在住中国人技能労働者および労働者調査表」

機械工・鍛冶工	630
家具工	846
煉瓦工	705
把頭	187
馬夫	216
人力車夫	1,208
荷車夫	2,028
サンバン夫	108
港湾労働者(常用)	375
石炭夫・その他の労働者	2,759
汽船操縦士	11
汽船機関士	12
ボイラー夫	17
水夫	37
計	9,139

出典：Nachweisung der zur Zeit in Tsingtau pp. wohnenden chinesischen Handwerker und sonstigen Arbeiter, BA/MA, RM 16/56, Bl. 61.

注) 同資料末尾に「その他、台東鎮に現在 780 人の臨時雇用労働者が在住している」と記されている。

この観点から興味深いのは、第 I 章第 7 節「居住人口」(11 ページ) の記述である。

青島都市部には、6 万 484 名が居住しており(1913 年 6 月・7 月の人口調査)、そのうちヨーロッパ人 2069 名(軍人を除く)、中国人 5 万 5672 名、日本人 316 名、朝鮮人 11 名、インド人 12 名である。ヨーロッパ人のうち、技術面で養成された人員は十分な数があり、

それらはいよいよ監督者などに活用できる。中国人住民はたしかに労働者および技能労働者として十分な人数を確保できるが、しかしながら、とくに中国との戦争に際しては、少なくともその大部分は戦時に逃亡することが確実である。

この引用文から、戦時において、ヨーロッパ系住民は監督者、中国系住民は技能労働者であるかどうかを問わず、監督される存在であることが前提とされていたことが判るだろう。ドイツは、膠州湾租借地をほかのドイツ植民地と同様の法的地位に置き、植民地統治機関として膠州領総督府を創設した。植民地支配を特徴づける支配と被支配の二分法的な思考の枠組みが、この防衛戦構想を貫いていた。さらに、興味深いことに、中国との戦争を想定して、その際に「大部分は戦時に逃亡する」ことを確実視していることである。それは、植民地支配者としての膠州領総督府が、自らの支配領域に居住する中国系住民からの忠誠心の獲得の失敗を認識していたことを如実に示している。

結 語

青島攻囲戦は、斎藤聖二氏が「日独青島戦争」と規定したように、青島を舞台とした戦争であった。すなわち、それはこの出来事が日独関係の枠組みで完結するものではないことを示している。青島および日本軍の行軍ルートとなった地域の人びとは、軍事的な暴力に直面することになった。その構図は、日露戦争と同様である。

ここで紹介した史料は、膠州領総督府が、膠州湾租借地およびその都市部青島をいかに戦時体制に組み込もうとしたかを明らかにするものである。自然の地形と景観、人びとの生活を構成する家財・耕作地・店舗・工場設備、さらに人夫たちの労働力のみならず、熟練工の技術も、軍事的な視線のなかで、有用かどうかが測られた。もし障害物と判断されれば、自然や建造物であれば破壊され、人間であれば強制退去を命じられることになる。有用と判断されれば、戦時体制の一部として徴用されることになる。それは、来るべき日独青島戦争が、軍民の別を消失させ、社会全体を戦争に組み込む総力戦の様相を帯びることを予感させるだろ

日独青島戦争におけるドイツ総督府の防衛計画「青島要塞に関する覚書」(浅田)

う。

もう一点、この史料が示唆するのは、この戦時体制が構築されるべき社会が、植民地支配下にあったことである。戦時動員計画を策定するにあたって、膠州領総督府は、自らの支配の正当性が被支配者によって否定されている現実を直視しなければならなかった。史料からは、戦争遂行に不可欠な「労働力」である中国系住民が逃亡する可能性、その状況下で戦争を迎えることへの恐れを垣間見ることができる。軍事的な暴力を行使する権限を持つ側のこの恐怖が、実際に日独青島戦争に直面したとき、防衛戦遂行のなかでどのような形で具現化されたのか。この問いについては、稿を改めて論じたい。

註

- 1) 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金若手研究(B)「日独戦争におけるドイツ総督府の戦時体制構築とその青島植民地社会への影響」の成果の一部である。ここでは、“Gouvernement Kiautschou”の訳語を「膠州領総督府」と表記する。その理由は、まず「膠州」は清末において清朝の行政区分であり、その行政所在地である膠州は、膠州湾租借地の外側にあるので、“Kiautschou”をそのまま「膠州」と表記することは、混乱を招くばかりか、清朝側の行政区分を無視するものであり、適切ではないと考える。また、膠州湾租借地は膠州湾全体を含んでいたが、その租借地の範囲は地理的な意味での膠州湾を越えるものであり、それも正確な表現ではない。さらに、ドイツ側は、膠州湾租借地を「領土」とみなしていた。これらの理由により、同地のドイツ行政機関の表記として「膠州領総督府」を選んでいる。本稿が紹介する史料である、RM 16が「膠州保護領総督府」(Gouvernement des Schutzgebietes Kiautschou)と記されていることは、ドイツ側の認識を端的に示している。このような問題意識は、以下の文献から示唆を受けたものである。Klaus Mühlhahn, *Herrschaft und Widerstand in der “Musterkolonie” Kiautschou: Interaktionen zwischen China und Deutschland, 1897–1914*, München: Oldenbourg, 2000. 同書 11頁注1を参照。膠州領総督府の租借地統治については、さしあたり拙稿「膠州湾租借地における『中国人』(1897–1914) —ドイツ植民地法と植民地政策の関連から」『歴史学研究』797号, 2005年1月, 1–17頁, 64頁を参照。また、フライブルク連邦軍事文書館所蔵の膠州領総督府関係史料については、Bernd Martin, “Gouvernement Jiaozhou”: Forschungsstand und Archivbestände zum deutschen Pachtgebiet Qingdao

(Tsingtau) 1897–1914, in: Kuo Heng-yü/Mechthild Leutner (Hg.), *Deutschland und China: Beiträge des Zweiten Internationalen Symposiums zur Geschichte der deutsch-chinesischen Beziehungen Berlin 1991*, München: Minerva-Publikation, 1994, S. 375–398.

- 2) 斎藤聖二『日独青島戦争』ゆまに書房, 2001年。本稿では, 日独間の青島攻囲戦を, 同書と同様に, 「日独青島戦争」と表記を統一する。第一次大戦を機に占領されたドイツの南洋植民地も「日独戦争」の対象として研究すべきであり, その区別のために「日独青島戦争」と記す。管見の限りで, このRM16を使用した研究として, Charles B. Burdick, *The Japanese Siege of Tsingtau: World War I in Asia*, Hamden: Archon, 1976があるが, 軍事史的な観点からの分析に限定され, かつRM16の史料を十分に活用したとは言い難い。また, 筆者は, 日独青島戦争時の膠州領総督府の戦時体制構築および戦争遂行に関する別稿を予定している。